

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

内務省

国別情報およびガイドライン エリトリア：不法出国

バージョン 2.0e

2015 年 9 月

序文

本文書は、内務省（Home Office）の意思決定者に、特定のタイプの保護（保護貿易政策）および人権の申立て（claim）に関する出身国情報（COI）とガイダンスを提供する。これには、申立てが 亡命の許可、人道的保護、または裁量許可（discretionary leave）を正当であることを証明することができるかどうか、および申立てが却下された場合、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）のセクション 94 の下で「明らかに根拠がない」と証明できるかどうかが含まれる。

意思決定者は、本文書に含まれるガイダンス、入手可能な COI、該当する何らかの判例法、および関連する政策に関する内務省の社会福祉事業(casework)ガイダンスを含む、事例ごとの具体的な事実および関連する全ての証拠を考慮した上で、個人レベルで、申立てを検討しなければならない。

国別情報

本文書内の COI は、（通常）英語で出版される幅広い外部情報源を基にまとめられた。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、および追跡可能性を考慮し、可能な場合には常に、正確性を期するために、独立的な情報源の全般にわたって使用された情報を補強するよう努力した。引用される全ての情報源には、脚注で言及した。情報は、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)を処理するための EU（欧州連合）共通ガイドライン、および 2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドラインである出身国情報報告方法論を参照にして、調査され、提示された。

フィードバック

我々の目標は、我々が提供するガイダンスと情報を改善し続けることである。従って、本文書について意見がある場合には、我々に E メールを送信して欲しい。

国別情報に関する独立諮問グループ

国境局独立主任検査官は、内務省の COI 資料の中身についての提言をしてもらうため、2009 年 3 月に国別情報に関する独立諮問グループ（IAGCI）を設立した。IAGCI は、内務省の COI 材料に関するフィードバックを歓迎する。何らかの内務省の資料、手順または政策を是認するのは IAGCE の役割ではない。

IAGCI の連絡窓口：

5th Floor, Globe House, 89 Eccieton Square, London, SW1V 1PN

国境局独立主任検査官

E メール：chiefinspectorukba@ichinspector.gsl.gov.uk

IAGCI の業務についての情報および IAGCI によって審査された COI 文書のリストは独立主任検査官のウェブサイト

(<http://ichinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>)で見ることができる。

目次

序文.....	2
目次.....	3
ガイダンス.....	4
1. はじめに.....	4
1.1 申立ての基準.....	4
1.2 注意すべきその他の点.....	4
2. 発行の検討.....	4
2.1 その人物の説明は信頼できるものか.....	4
2.2 エリトリア人はエリトリアからの不法出国によって迫害または深刻な危害を受ける危険性があるか.....	4
2.3 危険性にさらされる人々は、効果的な保護を求めることができるか.....	7
2.4 危険性にさらされる人々は、国内に転居できるか.....	7
2.5 申立てが却下された場合、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）のセクション 94 の下で「明らかに根拠がない」と証明される可能性が高いか.....	7
3. 政策の要約.....	7
目次に戻る.....	8
国別情報.....	9
4. 合法的にエリトリアを出国する要件.....	9
4.1 合法／不法出国に関する法律.....	9
4.2 パスポート.....	10
4.3 出国ビザ.....	11
5. 不法出国者の人数.....	13
6. 不法出国の処罰および帰国の処遇.....	14
7. 海外移住税.....	22
7.1 要件.....	22
7.2 支払いおよび不払い.....	23
7.3 国際連合安全保障理事会決議（UNSCR）.....	24
付属書 A : Asmara の英国大使館からの書簡、2010 年 4 月 1 日.....	26
付属書 B : Asmara の英国大使館からの書簡、2010 年 10 月 11 日.....	32
付属書 C : Asmara の英国大使館からの書簡、2011 年 10 月 3 日.....	36
バージョン管理および連絡先.....	38

ガイドンス

1. はじめに

1.1 申立ての基準

1.1.1 人々が不法にエリトリアを離れたことによる国家からの迫害または深刻な危害の恐れ

1.2 注意すべきその他の点

1.2.1 意思決定者は、エリトリアからの不法出国は、強制的な国への奉仕としばしば関係することに留意しなければならない。したがって、本文書は、エリトリア：国（軍を含む）への奉仕に関する国別情報およびガイドンスと併せて読むべきである。

[目次に戻る](#)

2. 発行の検討

2.1 その人物の説明は信頼できるものか

2.1.1 信頼性の評価に関するガイドンスについては、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示のセクション 4 および 5 を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、過去に発行された英国のビザまたはその他の出国申請があったかどうかを証明できるように、必ずそれぞれの庇護申請書がチェックされるようにしなければならない。ビザに適合する庇護申請書は、庇護面接の前に調査されるべきである。ビザ適合に関する庇護指示、英国ビザ申請者からの庇護申立てを参照のこと。

2.1.3 また意思決定者は、言語分析試験を実施する必要性を検討するべきである。言語分析に関する庇護指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.2 エリトリア人はエリトリアからの不法出国によって迫害または深刻な危害を受ける危

険性があるか。

2.2.1 エリトリアからの出国を求める人々は、合法的にそれを行う公式な許可が必要である。これは、パスポートに押印される出国ビザの取得が必要であるということである。許可を得られなければ不法出国と見なされる（国別情報セクションの合法／不法出国に関する法律を参照のこと）。

2.2.2 国のガイダンスとなっている判例である MO（不法出国－帰国のリスク）エリトリア CG [2001] UKUT 190(IAC)（2011 年 5 月 11 日）では、裁判所は以下のように考えた：

「(iii) 不法出国に関する一般的立場は、MA で示されているものと変わらない。即ち、徴兵年齢に達したまたは近づいた人物で、医学的に不適当とされない人物による不法出国は、彼らが全く信用できないと見なされた場合には、引き受けることはできない。しかしながら、かかる人物が、2008 年 8 月／9 月以降にエリトリアを出国したと分かった場合には、合法的な出国が実行可能であったかどうかに関して、既往歴または教育レベル或いは技術のプロフィールを基に、推測することができる。但し、かかる推測が、信頼性に不利な事実認定に光をあてて導くことができる場合に限る。

(iv) 徴兵年齢（即ち 18 才以上で、兵役の上限年齢である男性 54 才および女性 47 才を超えない年齢）に達し、または近づき、医学的に不適当とされない人物で、不法にエリトリアを出国したと認められる人物は、帰国によって敵視される可能性が高いと考えるのが妥当であるという MA に採用された一般的立場は、(1) 政権の軍および政治指導者が、役に立つと理解していた人物（エリトリアまたは国外を問わず）、(2) 政権の軍また政治指導者の信用できる家族である、或いは自らが政権の軍または政治指導者の一部である人物、に関する限られた例外はあるが、再確認される。事例別分析がもっと必要ではあるが、可能性のある更なる例外は、(3) 独立戦争中にエリトリア（後にその領土になったもの）から逃れた人物（およびその後生まれた彼らの子供）である。

(v) 庇護を求めたが失敗したそのような人物は、帰国しても迫害または深刻な危害のリスクは一般的にはないという立場も変わらないが、一方で、現在の証拠に基づく、そのような人物の大多数は不法出国したとして理解される可能性が高く、この事実は、非常に限られた例外を除き、彼らは帰国によって迫害または深刻な危害のリスクに直面することを意味する（パラグラフ 133）」

2.2.3 出国ビザを与えられそうな人物のカテゴリーは限られたままであるので（出国ビザ

を参照)、国を不法に去ったエリトリア人が大量に(報告によると毎月数千人に上る)が存在する(不法出国者の人数を参照)。

2.2.4 2015年6月4日に発行された UNHRC のエリトリアにおける人権に関する調査委員会の報告書(「調査委員会報告書」)は、僅かの例外はあるが、エリトリアに強制的に帰国させられた人々は、逮捕され、拘束され、虐待および拷問を受けたと結論づけた。出国を企てるエリトリア人は裏切者と見なされること、「強制的に本国に送還された人物は、否応なく不法出国したと考えられ、結果的に深刻な違反者、そして『裏切者』として見なされる」ことも分かった。

2.2.5 報告書には、帰国者の処遇の一般的パターンは、エリトリアへの到着と同時に逮捕することであり、帰国者は、逃亡について厳しく尋問され、尋問中に拷問と言えるまでの組織的な虐待を受けた後、厳しい状況で8か月から3年間監禁されるとも述べられている。釈放と同時に、兵役年齢の男性は軍の訓練に入れられ、それ以外の人は家に帰される(不法出国の処罰および帰国の処遇を参照)。

2.2.6 しかしながら、MO は 2011 年に公布されたものであり、UN 報告書は、国外にすむエリトリア人の証言を基にしている。

2.2.7 エリトリア国内から入手できる最新の情報、特に、デンマーク入国管理局の 2014 年事実調査任務報告書(「デンマーク FFM 報告書」)、そして、公的に入手できる COI と共に、デンマーク FFM 報告書に基づく情報、ノルウェーランドインフォ(Landinfo: ノルウェーの独立出身国調査機関)がエリトリアへの事実調査を行なった後に作成した報告書から収集された情報、2013年11月のスイステクニカルミッション(Swiss Technical Mission.) 期間中に収集された情報が記載された EASO エリトリア国フォーカスレポート(Eritria Country Focus Report)(EASO 報告書)は、以下のように示す:

(a) エリトリアを不法出国した兵役年齢に達した人物が、帰国に際し、兵役拒否者または脱走者と見なされる可能性があるかどうかについては、よく分かっていない。見なされる可能性があるとする情報源もあるが、見なされることはないとする情報源もある。

(b) 送還された脱走者および兵役拒否者の処遇に関しては、2008 年以降、新たな客観的事実は発見されていない。したがって、現在科せられる処罰を立証することは困難である。

(c) エリトリアの指導者は、幾度も、国に戻ってくる人々は何らかの違反を犯していない限り処罰はされないと表明しているが、不法出国が違反と見なされるかどうかは不明である。

(d) 報告された処罰の事例では、科せられた処罰が、不法出国によるものか、兵役逃れなどのその他の状況によるものかは、全体的に不明である。脱走または徴兵逃れではなく、単に国を不法に出ただけの人々の処遇に関する報告はない（不法出国の処罰および帰国の処遇を参照）。

2.2.8 友人や家族を訪れるために、多くのエリトリア人海外移住者（diaspora）が帰国するという証拠があるので、不法出国自体に処罰が科せられるならば、体系的ではなく任意ではあるものの、その例外は実際問題として MO が確認しているよりも幅広いように思える。

2.2.9 デンマーク FFM 報告書内の情報源によると、海外移住税を支払い、エリトリア大使館で「謝罪状」に署名すれば、不法出国に対する処罰を受けずにエリトリアに帰国することができる人々がいることも分かっている。しかしながら、対話者の回答が、国外に庇護を申立てた人々にも適用されるのか、それとも、海外移住者のメンバーをただ訪問するだけの人々にだけ適用されるのかは不明である。これには国への奉仕を拒否したまたは脱走した人々も含まれるとする報告もあれば、この規定は、主として、訪問者（多くが兵役拒否者である可能性が高いが）として一時的に帰国しているエリトリア人のためのものであることを示唆する情報源もある。別の対話者によると、この慣行によって恩恵を得ることが出来る人物の具体的な略歴に関する情報は入手不可能とのことである。

2.2.10 エリトリア憲法は、エリトリア人の父親または母親から生まれたあらゆる人物は生まれながらエリトリア人であることを表明しており、国への奉仕に関する声明では、全てのエリトリア人は、国への奉仕に参加することが求められると表明している。複数の情報源が、海外移住税を支払った人物も、帰国すれば、依然として国への奉仕を完了させなければならないと報告している（不法出国の処罰および帰国の処遇および海外移住税を参照）。

2.2.11 海外移住税を通じて集められた金額の使用は、国連安保理決議（UNSCR）の影響を受けるが、国が海外に住む市民に税金を課すこと自体は、苛酷な水準や差別的に課されるものでない限り、迫害ではない。

2.2.12 UNSCR は、税金の使用目的および税金の徴収方法（暴力的な脅し、詐欺およびその他の反道徳的手段）も懸念している。これらは課税を明確に批判するものではない（UNSCR を参照）。

2.2.13 したがって、支払いの要求が上記に反して実行されていない限り、税金の支払い要

求は迫害であるとは見なされない。

2.2.14 海外移住税を支払うことができないまたは支払おうとしない人々には、旅券が発行されない。しかしながら、これは、迫害または深刻な危害には当たらない。

2.2.15 危険性の評価に関する更なる情報については、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示のセクション 6 を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.3 危険性にさらされる人々は、効果的な保護を求めることができるか。

2.3.1 人々は国からの虐待／迫害を恐れているので、当局の保護を利用することはできない。

2.3.2 国の保護を利用できるかできないかの評価に関する更なる情報については、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示のセクション 8.1 を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.4 危険性にさらされる人々は、国内に転居できるか。

2.4.1 人々は国からの虐待／迫害を恐れているので、転居によって危険性を避けることはできない。

2.4.2 国内転居を考慮するための要因に関する更なる情報については、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示のセクション 8.2、および国内転居に関する庇護指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.5 申立てが却下された場合、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）のセクション 94 の下で「明らかに根拠がない」と証明される可能性が高いか。

2.5.1 申立てが却下となった場合、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality,

Immigration and Asylum Act 2002) のセクション 94 の下で「明らかに根拠がない」と証明される可能性は低い。

2.5.2 証明に関する更なる情報については、非提訴上訴 (Non-Suspensive appeal) に関する底護指示：2002 年 NIA 法の下での証明を参照のこと。

[目次に戻る](#)

3. 政策の要約

3.1.1 エリトリア人は、エリトリアを合法的に出国するために、正式な許可が必要である。これには、パスポートに押印される出国ビザの取得が含まれる。許可を得ることができなければ、不法出国と見なされる。

3.1.2 2011 年に発行された以前の国別ガイダンス (MO) は、いくつかの限られた例外を除き、不法に出国した人々がエリトリアに帰国するのは危険であると考えていた。これは、彼らが敵視され、逮捕、拘束、虐待に直面すると思われるからであった。

3.1.3 しかしながら、直近の情報によると、不法出国をした人々が全員、帰国すれば拘束されるわけではなく (或いは兵役拒否者の全員が拘束されるわけではなく)、エリトリア当局には、帰国者全員を監禁する意志も手段もないということが示唆されている。証言によると、拘束／監禁 (期間は様々なようである) される人々がいる一方で、罰金を科される人や、単に国への奉仕に再配置されるだけの人もいる。深刻な危害に当たる不均衡な処罰が課される場合、これは独裁的に行われる。

3.1.4 多くの人々が、例えば友人や家族を訪問するために毎年エリトリアに帰国する。エリトリア憲法が、エリトリアで生まれた全ての人はエリトリア人であり、全てのエリトリア人は国への奉仕を完了することが要求されると表明していることを考慮すると、例えば、外国籍を取得したなどという事実は、それ自体では、この要求が免除される理由にはならない。これは、エリトリアを出国する人々が国への奉仕を完了したことか、過去に不法出国した人々に処罰が課せられる実際的なリスクがないことのどちらか又は両方を示唆している。

3.1.5 証言によると、エリトリアを不法出国した人、兵役拒否者であっても、エリトリア大使館で、「謝罪状」に署名し、突出した (2%) 海外移住税を支払えばエリトリアに帰国できることが示唆されている。海外移住税は、妥当な要求と考えられ、これに従わないまたは従えない人にはエリトリアに自発的に帰国するための旅券が発行されないこととなるが、

これは迫害または深刻な危害には当たらない。

3.1.6 以上の理由から、MO が全員に危険性があるとしているのは規範的すぎるし、及び又は、例外はリスト化されているよりも広範囲に及ぶようである。

3.1.7 不法出国が原因で、帰国すれば深刻な危害の危険性にさらされるという理由を示すには、その人物が自らの個別の事例における具体的要因を並べなければならない。直近の証拠では、不法出国した人物或いは兵役拒否者の全員が裏切者とは見なされるわけではないことが示されているが、その人が本当に深刻な危害の危険性にさらされている場合には、人道的保護の供与が適切であろう。

[目次に戻る](#)

国別情報

4. 合法的にエリトリアを出国する要件

4.1 合法／不法出国に関する法律

4.1.1 2015 年 7 月 26 日に発行された米国国務省「2014 年人国別人権報告書」は以下のよう
に述べている：

「法律および実装されていない憲法は、国内での移動、国外への旅行、海外移住、帰還の自由を認めているが、政府は、これらの権利すべてを制限した。兵役が完了していないことを理由に、国への奉仕に新たに参加した人（新徴役兵）へのパスポートおよび出国ビザの発行をしばしば拒否した。政府は国外への旅行も制限した。政府は、二重国籍を持つ人も含め、国民に、国を離れるには出国ビザを取得するよう求めた。パスポートおよび出国ビザ取得のための要件は、一貫性がなく、不透明である。

当年中に、政府は新たな出国ビザ制限を課した。当局は、概して、5 才以上の子供には出国ビザを与えない。9 月には、民兵のメンバーには、民兵に属するあらゆる男性または未婚女性は更に通知があるまでは出国ビザを与えることができなくなることが伝えられた。最も一般的に出国ビザを拒否されるカテゴリーの人物は、国への奉仕の軍事的部分を完了したかどうかに関わらず、54 才未満の男性と、47 才未満の女性である。政府は概して、民兵のメンバーには、出国許可を与えなかった。しかし、当局が国への奉仕から復員させた人や、区域司令官（zone commander）から許可を得た人の中には、出国許可を得ることができたものもいた。当局は、出国ビザなしに国境を越え出国しようとした人々を逮捕した。許可なく出国するために国境を超えようとしたものに対しては、射殺を許容する方針が実行された。

移住を防ぐため、政府は概して、家族全員または子供の両親には同時に出国ビザを与えなかった。他の子供には出国許可が与えられたが、国への奉仕の資格年齢に近づいている子供には旅行が許可されないだろうとの理由で、彼らの出国許可を求めることをやめた両親もいた。里帰りした海外移住者は、出国ビザが与えられる前に、外国で稼いだ収入の 2%を支払うよう要求されたことを報告した。これは、一貫して執行されたものではなかった」¹

¹ 米国国務省「2014 年国別人権報告書」エリトリア、2014 年 6 月 26 日
<http://www.state.gov/i/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2014&dliid=236356>（セクション 1d）。アクセス日：2015 年 6 月 29 日

4.1.2 宣言 24/1992、カナダ移民・難民委員会（IRB）の調査局による 2013 年テクニカルミッションと回答期間中のスイス連邦移民局による移民・国籍部の代表との面談を引用する 2015 年 5 月の EASO エリトリア国フォーカスレポート（「2015 年 5 月 EASO 報告書」）は、以下のように述べている：

「宣言 24/1992 によると、エリトリアを合法的に出国するには、有効なパスポート、出国ビザ、および国際的な健康診断書が必要である。越境は、Asmara 空港、Massawa 港およびスーダンとの国境のいくつか（Talatasher、Adebra、Girmayka および、情報源の 1 つによれば Omhajer と Karura）を含む、割り当てられた国境管理点のうちの 1 つでのみ可能である。」²

4.2 パスポート

4.2.1 2010 年 4 月 1 日付の手紙で、Asmara の英国大使館は、パスポートについて以下の情報を提供した：

「政府の省庁または機関で働く人々は、パスポートを申請する前に大臣の許可を得なければならない。それ以外の人々は、地方政府行政官から承認を得なければならない、出生証明書、あれば軍／国への奉仕からの医学的免除書類、および ID カードを提出しなければならない。それを受け、行政官は、移民局（地域の首都に事務所がある）に、パスポートの発行を指示する。移民局の地域事務所は全てパスポートを発行することができる。このサービスには料金がかかる。これまでかなりの間、パスポートの初回発行は非常に困難であった。実際には、病気または年齢の理由などで軍／国への奉仕から除外されている人々だけでなく、公式なビジネスで外国に渡る必要のある政府関係者も、容易にパスポートを取得できることが分かると思う。しかしながら、このようなケースでも、パスポート申請が認められるという保証はない。」³

4.2.2 2015 年 5 月 EASO 報告書は、さまざまな情報源を引用し、以下のように追加した：

「2010 年 5 月 1 日以降、機械判読可能な（しかし生体認証機能は備えない）パスポートが発行されたが、最初は 2 年間のみ有効であった。しかし 2011 年からは、5 年間有効となった。これにはエリトリア通貨で 4,000 ナクファ [約 245 ポンド⁴] の費用がかかる。旧パス

² EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015 年 5 月
<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf>（セクション 6.4.2）
アクセス日：2015 年 6 月 16 日

³ Asmara の英国大使館からの手紙、2010 年 4 月 1 日、付属書 A

⁴ Xe.com 通貨変換 エリトリアナクファから英国ポンド

ポートは、国外代理機関が直接発行することができたが、新パスポートは Asmara でのみ発行される。申請者は、パスポートを申請する際には、関連する支部事務所に、kebab 管理機関からの支援状、ID カード（子供の場合は両親の ID カード）と記入が完了した申請書を提出しなければならない。雇用主からの支援状または国への奉仕が完了したという証拠も提出しなければならない。申請がチェックされると、パスポートは Asmara で発行され、支部事務所に転送される。パスポートは、国への奉仕に従事している人には発行されない。

「国外代理機関でパスポートを申請する場合には、ID カード、申請書、および国への奉仕が完了したという証拠も提出しなければならない。通常、国外でのパスポートの発行には、海外移住税の支払いが必要である。脱走者および兵役拒否者でも、例えば後悔を示す書状への署名などの特定の条件を満たせば（時には賄賂が支払われる場合もある）、パスポートが発行される。パスポートは、エリトリア大使館によって権限が与えられれば、家族の一員が受け取ってもよい。」⁵

4.3 出国ビザ

4.3.1 2015 年 7 月 4 日に発行された国連のエリトリアにおける人権に関する調査委員会の報告書（「国連調査委員会報告書」）は以下のように述べている：

「宣言 No.24/1992 は、旅券、エリトリアの出入国ビザの発行を規制する。…これは旅券および移住に関する宣言 No.4/1992 によって補完される。出国ビザは、エリトリアからの出国を望むあらゆるエリトリア国籍を持つ人にとって必要とされる。パスポートに押印されるビザには、許可された出国番号およびエリトリアを合法的に出国することができる有効期間の日付が表示される。

「出国ビザが与えられる基準および条件は、法律に規定されておらず、政府の決断に任されている。しかしながら、法律には、出国ビザの却下についての具体的根拠は記載されている。即ち、管轄裁判所が、その人物はエリトリアを出国できないと判決を下した場合；管轄裁判所が、出国の 1 ヶ月前までに出席するよう求めた場合；および政府が『正当な根拠に基づき、その人物の出国が国のセキュリティまたは利益に影響を与える可能性がある

<http://www.xe.com/currencyconverter/convert/?Amount=4000&From=ERN&To=GBP>

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁵ EASO エリトリア国フォーカスレポート、2015 年 5 月、

<http://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf>（セクション 6.3）

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

と考えている』場合である。」⁶

4.3.2 2010 年 4 月の手紙の中で、Asmara の英国大使館は、出国ビザについて、以下の情報を提供した：

「出国ビザは、かつてはステッカーの形で発行されていたが、2009 年のビザ詐欺疑惑以降はスタンプである。標準フォーマットで、英語でのみ発行される。

「出国ビザの発行は無料ではない。費用は現在のところ 1 件の出国ビザにつき約 £8（イギリスポンド）である。政府関係者が公式ビジネスで旅行している場合、彼らは料金を支払わないと推定しているが、確認はできていない。

「出国ビザは、地域事務所を持つ移民局によって発行される。これらの地域事務所全てが、出国ビザを発行する権限を持つ。申請は本人が直接行わなければならない。…実際のところ、国外への旅行を望むエリトリア人の大部分は、出国ビザを発行してもらえず、従って、合法的に出国することができない。政府関係者と大臣は、公式なビジネスで国外に旅行することが承認されたのであれば、確実に出国ビザを取得できる。国外での医療行為が必要な人々も、出国ビザを取得できる。ビジネスマンは、必ずといっていいほど、年齢制限を満たさなければならない。言い換えれば、出国ビザの申請は、57 才を超えるまで認められない。女性に優遇措置や免除は与えられない。例えば、我々は兵役に参加した、或いは結婚して子供がいるのに、依然として、国外への正規な旅行の出国ビザを拒否されている多くのエリトリア人女性について知っている。牧師または聖職者は、宗教的信仰に関する会議またはイベントに出席するために国外に旅行する必要がある場合には、出国ビザを取得できるが、彼らは、例えばローマカトリック教会などの公式に認められた宗教の 1 つに属していなければならない。…複数出国ビザは発行されない。出国ビザは 1 か月間、1 回の旅行に有効である。…医療行為を理由に国外への旅行を望む人々は、政府医療委員会によって与えられる医療証明書を持っている必要がある。医療委員会は、該当する人物の診察を行う権限を持つ医師で構成され。医療証明書は、診察が行なわれた後にしか発行されない。該当する人物の年齢および病状の深刻さによっては、軍／国への奉仕の免除書類を求める通常の要件は、放棄される可能性がある。これらの事項に影響力があるのは、現地の医学的所見なので、我々は国外の医師からの手紙も要求されるとは考えていない」⁷

⁶ 国連人権理事会 エリトリアにおける人権調査委員会の詳細な認定事実についての報告書、2015 年 6 月 5 日

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CotEritrea/Pages/Reportcoleritrea.aspx>（パラグラフ 401-402）

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁷ Asmara の英国大使館からの手紙、2010 年 4 月 1 日、付属書 A

4.3.3 国連調査委員会報告書は以下のように記している：

「委員会によって集められた証言によって、出国ビザが特定の個人には困難なく発行されることが明らかになった。高齢の女性は容易に出国ビザを与えられる可能性がある。政府反対派の家族の一員であっても、高齢であれば、エリトリア国外に旅行する許可がもらえたこともあった。政府反対派の男性血族には、同様の措置は認められないようである。

出国ビザは、職業の性質上、定期的な旅行が必要な場合、国への奉仕が完了した人物にも発行される。外資系輸送会社に雇われている証言者は、彼の仕事であれば、当局は出国ビザを拒否しないだろうと述べた。医学的理由でも人々はビザを取得した。

一方で、委員会は、出国ビザの取得が困難であると報告する証言も収集した。パスポートと出国ビザの取得におよそ 1 年以上かかったと述べた証言者もいた。このようなケースでは、書類を取得するために、入国管理当局者に賄賂を渡したり、政府内にいる地位の高い知人に仲介してもらったりすることが、しばしば必要であった。委員会は、外国のパスポートを持っているエリトリア人の事例や、出国ビザを拒否されたことのある居住者の事例も聞いた。

国への奉仕を規制する宣言 No.82/1995 は、国への奉仕を全うしたこと、或いは永久的に除外されていることを証明することができない限り、徴兵年齢のエリトリア国民が国外に行くことを禁止している。徴募の要求があった場合に国への奉仕を実行するためにエリトリアに戻ってくるという安全保障として、彼らは、自分の登録カードを見せ、60,000 ナクファ（約 £ 3,600⁸）の保証金を残していく可能性がある。しかしながら、国への奉仕の前に国民に登録カードを配布することになっていたシステムは、まだ導入されていない。宣言 No.82/1995 は、ビザの申請者に、別の人物を「保証人」として特定することも義務付けている。「保証人」は、ビザ保持者が帰国しなければ、規定の金額を支払う責任がある。

「しかしながら、宣言に書かれたシステムは、政府の公式ビジネスで旅行する徴集兵のみが利用できるようである。さらに、これは、独裁的に適用される。保釈保証金に署名を求められたものもあれば、求められないものもある。更に、保証金の金額は様々である。委員会は、安全保障として 100,000 ナクファから 300,000 ナクファ [約 £ 6,000—£ 18,000⁹]

⁸ Xe.com 通貨変換 エリトリアナクファから英国ポンド
<http://www.xe.com/currencyconverter/convert/?Amount=60000&From=ERN&To=GBP>
アクセス日: 2015 年 6 月 22 日

⁹ Xe.com 通貨変換 エリトリアナクファから英国ポンド

までの金額が要求されたことを聞いた。…

委員会は、出国ビザの資格を持つ申請者であっても、理由を教えてもらえずに却下されたことを明らかにする情報を得た。例えば、委員会は、国外で研究を続けるために奨学金を与えられた青年が、出国許可を却下されたことを聞いた。

概して、政府と仲たがいをした過去を持つ人は、出国ビザが与えられる可能性はほとんどない。禁令は、しばしば、彼らが国への奉仕を完了したかどうかに関わらず、そして、彼らの家族にも同じように、適用される。」¹⁰

[目次に戻る](#)

5. 不法出国者の人数

5.1.1 国連調査委員会報告書は以下のように推定した。「毎月 5,000 人がエリトリアを出国している。その主な行先は周辺諸国である。これは上昇傾向にあり、2014 年の最終月に著しく急上昇した。…2014 年中期において UNCHR が懸念するエリトリア人の人数は合計で 357,406 人であった。最新の人口推計にもよるが、これは、国の人口の 6% から 10%にあたると思われる。」¹¹

[目次に戻る](#)

6. 不法出国の処罰および帰国の処遇

6.1.1 2014 年 11 月に発行され、2014 年 12 月に更新されたデンマーク入国管理局の事実調査任務 (FFM) 報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」が参考にした情報源には、不法出国の処罰と帰国に関して起こり得る処遇について、以下の見解が記録されている。

<http://www.xe.com/currencyconverter/convert/?Amount=100000&From=ERN&To=GBP>
アクセス日: 2015 年 6 月 22 日

¹⁰国連人権理事会 エリトリアにおける人権調査委員会の詳細な認定事実についての報告書、2015 年 6 月 5 日

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CotEritrea/Pages/Reportcoleritrea.aspx> (パラグラフ 403-4010)

アクセス日: 2015 年 6 月 16 日

¹¹ UNHRC 調査委員会報告書(パラグラフ 151) アクセス日: 2015 年 6 月 16 日

6.1.2 「国際的組織(A)は、以下を報告した。「エリトリア人がイスラエルやその他の場所からエリトリアに送還された兆候がある。しかしながら、帰国した人々に何が起ころかは、本当のところ誰も知らない。北欧諸国がエリトリアの状況は改善したと結論を出した場合、何が起ころかについては、懸念がある。公式声明では、全てのエリトリア人は自由にエリトリアに帰国できるとのことであるが、当然、彼らは国への奉仕を含め、国の発展に参加しなければならない。[...] 万一エリトリアを不法出国したならば、国外に留まることを合法化する正しい方法は、2%の所得税を支払い、謝罪状に署名することであると表明されている。これを行なえば、嫌がらせや他への影響なく、パスポートが発行され、エリトリアに合法的に出入国することができる。当然のことであるが、当人が常習犯罪者である場合、当局が謝罪状の受け取りを拒む可能性は除外できない。しかしながら、過去 5 年の当局はより鷹揚としており、出国した若い人々に対して理解を示すようになったというのが一般的な考えである」¹²

6.1.3 「国際的組織 (B) は、以下を観察した。「エリトリアの国際社会は、国への奉仕から逃れた人および国を去った脱走者の状況を監視できていない。従って、意見を求めた人々は、帰国に際しての処遇またはこの問題に関して公的に入手できる報告書の正確性についてコメントすることができなかった。不法出国した人も含め、国外のエリトリア人は、『謝罪』状に署名し、国外に暮らす全てのエリトリア国民に課される 2%の所得税を以前に遡って払い始めれば、エリトリア大使館でパスポートを取得できることを示唆する情報はある。しかしながら、この慣行からの恩恵を得ることができる人物の具体的経歴について、即ち、脱走者または兵役拒否者が恩恵を得ることができるかどうかについて、意見を求めた人々が入手できる情報はなかった。迫害を恐れる人々がパスポート取得のためにエリトリア大使館に近づき、その結果、再入国しようとするとは考えにくい。上記の手順に基づき、エリトリアのパスポートを取得した人物が、不法出国で迫害を受けたという事例は知られていなかった。国外で取得したパスポートでエリトリアに再入国し、再び住居を構えた人々は、国への奉仕を行い、国民軍に参加しなければならない可能性が高いことが追加された。」¹³

¹² デンマーク入国管理局 2014 年 8 月および 10 月におけるエチオピアとエリトリアへの事実調査任務報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」2014 年 11 月発行、2014 年 12 月更新

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyers/744EA210-A4F1-4D7B-8898-AB792907769C/0/Eritreareport/AnnexABFINAL.15122014.pdf> (25 - 26 頁)

アクセス日：2014 年 12 月 1 日

¹³ デンマーク入国管理局 2014 年 8 月および 10 月におけるエチオピアとエリトリアへの事実調査任務報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」2014 年 11 月発行、2014 年 12 月更新

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyers/744EA210-A4F1-4D7B-8898-AB792907769C/0/Eritreareport/AnnexABFINAL.15122014.pdf> (29 頁)

6.1.4 「国際的組織（C）は、以下を表明した。「国への奉仕を逃れた人またはエリトリアを不法出国した脱走者がエリトリアに帰国した場合、その人物は、短期間、即ち、2、3 日または 1 週間、拘束され、その後、国への奉仕に再入隊させられることになる。追加的処罰として、エチオピアとの国境付近の駐屯地での任務に派遣される可能性がある。」¹⁴

6.1.5 「国連機関は、「政府は移住者を裏切者とは考えていないこと」を追加した。」¹⁵

6.1.6 「Asmara に本拠地を置く地域 NGO は事例を引用した。「3 年前、エジプトは飛行機で多数のエリトリア人を帰国させた。帰国者たちは、イスラエルへの国境で、エジプト当局によって逮捕された人々であり、エリトリアに強制送還された。エジプトは、数機の商業用旅客機にそれぞれ 150 人以上の乗客を詰め込んだ。エリトリアに到着した時、女性たちは自由にエリトリアに入国できたが、男性たちは、仮収容所に連れて行かれ、エリトリアを去った理由を尋問された。男性たちは、約 2 週間拘束されたが、その後は自由に地元に戻る事ができた。しかしながら、わずか 6 人ばかりが、不法な経済活動が認められるとして、刑事裁判所で裁判を受けた。」¹⁶

6.1.7 「著名なエリトリア人有識者は以下のように述べた。「不法にエリトリアを出国した人は、どのような結果も恐れることなく帰国することができる。法律によって、不法出国は罰せられる。しかし、政府は、かかる人々に対し、多少なりとも寛容な「恩赦」の姿勢をもっており、実際には彼らは罰せられない。この寛容な姿勢の理由は、政府が人々にエリトリアに帰国して欲しいからである。かかる人々は、2%の所得税を払い、謝罪状に署名しなければならない。さらに、かかる人物は、国への奉仕に徴集されない。情報筋が説明するところでは、彼には国外に暮らす近親者がいるが、この近親者は 2%の所得税を払い、謝罪状に署名した後に、繰り返しエリトリアを訪れているとのことである。この近親者は、何の結果も招くことなく、エリトリア国内外に旅行することができる。」¹⁷

6.1.8 「西洋の大使館（A）は以下のように述べた。エリトリア人海外移住者の多くは、ヨーロッパで政治難民と認められているが、このうちの多くの人々が、エリトリアに里帰りし、何の問題もなく合法的に再び出国する。しかしながら、このようなエリトリアへの里帰りに先立ち、2%の海外移住税を支払い、謝罪状に署名しなければならない。これにより、

アクセス日：2014 年 12 月 1 日

¹⁴ デンマーク FFM 報告書（31 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

¹⁵ デンマーク FFM 報告書（33 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

¹⁶ デンマーク FFM 報告書（39 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

¹⁷ デンマーク FFM 報告書（40 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

エリトリア政府との関係が修復されるのである。これを行なった人々がエリトリアへの到着と同時に拘束される危険があるというのは恐らく真実ではない。」¹⁸

6.1.9 「西洋の大使館（C）は、国への奉仕としての兵役の拒否者およびエリトリアを不法出国した脱走者は、謝罪状に署名し、2%の海外移住税を支払うことにより、政府との関係を正規化することを選択できると述べた。そうすることにより、彼らには、エリトリアのパスポートが発行され、家族を訪れるため或いはその他の目的で、合法的に入国できるようになる。2%の海外移住税を支払うことは、エリトリアを再出国するために出国ビザを取得する特権を得ることである。国への奉仕の拒否者および脱走者は、このような形で彼らの地位が正規化されれば、エリトリアに帰国しても処罰されることはない。ほとんど全てのエリトリア人が、自分の国に、そしてエリトリアに属していることに非常に強い感情を持っていることが追加された。」¹⁹

6.1.10 「西洋の大使館（D）は、以下のように述べた。「国外のどこかで生活する多くのエリトリア人は、家族および友人を訪れるため、或いはあるビジネスの開業またはある事業への投資のためのどちらかの理由で、エリトリアに帰国する。これには、国への奉仕を拒否した人や奉仕から脱走した人も含まれる。全てのケースで、国への奉仕の拒否者または脱走者がエリトリアに帰国すればどうなるのかは、完全には明らかではない。しかしながら、中には、国への奉仕の拒否者および脱走者が、エリトリアへの帰国前に、2%の海外移住税を支払い、謝罪状に署名することで、当局との関係を回復したケースもある。これらのケースのうちのいくつかでは、人々は、奉仕を拒否したまたは奉仕から脱走し、不法に出国した直後であっても、エリトリアに帰国していた。拒否者および脱走者は、政府から政敵とは考慮されておらず、現在のところ、脱走者が投獄されたまたは激しく罰せられたという報告はないことが強調された。」²⁰

6.1.11 「西洋の大使館（E）は以下のように述べた。「不法に出国し、国への奉仕を拒否したまたは奉仕から脱走した可能性のあるエリトリア人は、お金を払い、謝罪状に署名すれば、帰国できるという選択肢がある。その人物と政府との関係が正式に再構築されたのであれば、その人物は、エリトリアへの帰国に際し、迫害されることはなく、報復の危険も

18 デンマーク入国管理局 2014 年 8 月および 10 月におけるエチオピアとエリトリアへの事実調査任務報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」2014 年 11 月発行、2014 年 12 月更新

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyers/744EA210-A4F1-4D7B-8898-AB792907769C/0/Eritreareport/AnnexABFINAL.15122014.pdf> (41-42 頁)

アクセス日：2014 年 12 月 1 日

19 デンマーク FFM 報告書（49 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

20 デンマーク FFM 報告書（53 頁）アクセス日：2014 年 12 月 1 日

ない。しかしながら、政府が軍からの脱走を刑が加重される状況であると考えすることは除外できない。しかし、その特定の懸念事項を支持する具体的情報はない。」²¹

6.1.12 IOM の Addis Ababa は、以下のように述べた。「海外移住エリトリア人がエリトリアに旅行する話は聞いたことがない。しかしながら、IOM スタッフは、定期的エリトリアに出入国している。IOM によると、出入国できるのは、2%の所得税を払い、政府に協力する海外移住エリトリア人のみである。」²²

6.1.13 インターアフリカグループ (IAG : InterAfrica Group) のエグゼクティブディレクター Tamrat Kebede は、以下のように述べた。「エリトリア人海外移住者の中には、家族を訪れるため、或いは、国のために戦う義務があると感じているため、エリトリアに帰国できるものもいる。しかしながら、帰国する人は恐らく政府とつながりがあり、何人かは、政府にとって興味深いビジネスを持っているので、帰国が認められている。」²³

6.1.14 西洋の大使館 (F) は以下のように述べた。「入手可能な情報から、国への奉仕の拒否および脱走は、エリトリアの不法出国と同じように、厳しく処罰されることが示唆される。しかし、この情報は、経験主義的な作業に基づく事実情報ではないので、必ずしも、エリトリア現地での完全な実態を反映しているわけではない。」²⁴

6.1.15 2015 年 5 月 EASO 報告書は以下のように記している：

「宣言 24/1992 に定められる出国規則の違反、または不法に国境を超えようとする或いはそれをする他の人物を幫助しようとすることには、…法律に従い…、最大 5 年間の実刑判決及び又は 10,000 ブル以下の罰金が科される可能性がある。

しかしながら、実際には、不法出国に対する処罰は概して、裁判外で、独裁的に科される。人権団体によると、不法出国を企てて捕まった人々は、告訴されず、投獄の根拠や期間を伝えられることなく、拘束されるのとことである。報告される拘束期間はさまざまであるが、アムネスティ・インターナショナルによると概して 1 年から 2 年の間である。その一

²¹ デンマーク FFM 報告書 (57 頁) アクセス日：2014 年 12 月 1 日

²² デンマーク入国管理局 2014 年 8 月および 10 月におけるエチオピアとエリトリアへの事実調査任務報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」2014 年 11 月発行、2014 年 12 月更新
<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyers/744EA210-A4F1-4D7B-8898-AB792907769C/0/Eritreareport/AnnexABFINAL.15122014.pdf> (63 頁)

アクセス日：2014 年 12 月 1 日

²³ デンマーク FFM 報告書 (70 頁) アクセス日：2014 年 12 月 1 日

²⁴ デンマーク FFM 報告書 (76 頁) アクセス日：2014 年 12 月 1 日

方で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、3年から5年の間と述べている。時には、未成年者も徴兵される。Asmaraの英国大使館の2011年の報告によると、不法出国した帰国者は、軍に徴集されるか、拘束されるか、罰金を科されるか、全く処罰されないかである。

報告された処罰のケースでは、不法出国で処罰されているのか、或いはその他の状況が原因で処罰されているのかは、概して不明である。脱走または徴兵の拒否ではなく単に違法出国しただけの人の処遇についての報告は存在しない。」²⁵

6.1.16 同じ報告書に以下のようにも記されている：

「実際には、ほとんどの情報源によると、脱走者および兵役拒否者は、出国できる前に国内で捕えられた場合、或いは帰国後に空港で捕えられた場合には、投獄される。彼らは、多くの場合、告訴、訴訟手続き、または確定した判決がないままに、隔離拘禁状態にされ、時には拷問さえ受けることがある。拘束期間は、数日から数年までさまざまである。ある報告によれば、軍における国への奉仕から逃げだした脱走者の場合には、処罰はもっと重くなる。しかしながら、法的に規定された18か月間の奉仕期間中に脱走したか、若しくはそれ以降に脱走したかは、処罰に影響しない。

帰国した脱走者および兵役拒否者の処遇に関する情報は、主に、2002年から2008年の間にエリトリアに送還された庇護を求めたが失敗した人々の経験に基づくものである。それ以降、送還された脱走者および兵役拒否者の処遇に関する新たな経験的認定事実はない。従って、脱走者および兵役拒否者に現在科されている処罰を立証するのは困難である。しかしながら、ほとんどの情報筋が、処罰は、独裁的に、裁判外で、法律に関係なく、科されると述べている。

2009年と2011年にエジプトからエリトリア人が送還された。近年では、スーダンからの陸路での送還の事例が数多くある。しかしながら送還された人々の帰国後の運命に関する情報はない。2014年後半および2015年前半のデンマークとノルウェーの事実調査任務期間中にエリトリアで接触した回答者の中には、脱走者および兵役拒否者は、数週間から数か月間、監獄に入れられた後、国への奉仕に再配属されたと信じるものもいた(上記参照)。しかしながら、2013年と2014年にノルウェー、オランダおよびデンマークが相談したエリトリア人専門家のうちの数名は、送還された脱走者および兵役拒否者が依然として、尋問、処罰および虐待を受けていると考えていた。人権監視人はエリトリアに入れることが

²⁵ EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015年5月
<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf> (セクション6.4.4)
アクセス日：2015年6月16日

できず、赤十字国際委員会（ICRC）は監獄を訪れることを認められていないので、かかる説明を検証することは不可能である

エリトリアの指導者は、帰国した人々は、何らかの違反を犯さない限り、処罰されることはない、幾度も述べているが、脱走、兵役拒否または不法出国が違反と見なされるかどうかはまだ不明である。これらの声明を具体化するために、国の法律が改正されたこともなく、その他の文書が発行されたこともない。…

エリトリアを不法出国した兵役年齢の人々も、帰国すれば兵役拒否者と見なされる可能性がある。」²⁶

6.1.17 EASO 報告書は更に以下のように述べている：

「エリトリアにおいて、実刑判決は、一般的な犯罪的領域だけでなく、政治的領域および宗教的領域に、そして、脱走および兵役拒否などの軍事犯罪または不法出国の計画に関連して科される。人権報告書は、エリトリアの監獄における拘束状況を危ういと記している。エリトリアに入れないことを考慮すると、引用された人権報告書は、幅広い国外情報源に基づくものである。…従って、情報を現地で検証することができない」²⁷

6.1.18 監獄の状況の更なる情報については、EASO 国別報告書のセクション 4.1 および UNHRC 調査委員会報告書のパラグラフ 890 を参照のこと。

6.1.19 情報および情報源の評価の入手可能性に関する更なる情報については、エリトリア：国（軍を含む）への奉仕にある国別情報とガイダンスを参照のこと。

6.1.20 UN 調査委員会報告書は以下を認めた。「強制送還された人々は、いや応なく、不法に出国したと考えられ、結果的に、重罪犯人および『裏切者』として見なされる。国から逃亡したエリトリア人は、『裏切者および敵の協力者』と見なされる」²⁸

²⁶ EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015 年 5 月
<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf> （セクション 3.8.1 および 3.8.2） アクセス日：2015 年 6 月 16 日

²⁷ EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015 年 5 月
<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf> （セクション 4.1）
アクセス日：2015 年 6 月 16 日

²⁸ 国連人権理事会 エリトリアにおける人権調査員会の詳細な認定事実についての報告書、2015 年 6 月 5 日
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CotEritrea/Pages/Reportcoleritrea.aspx> （パラグラフ 1070 および 1130）
アクセス日：2015 年 6 月 16 日

6.1.21 報告書は、強制送還された人々に関してこう続ける：

「2014 年における [D 国] からのエリトリア人の強制送還が証言者により報告された。この証言者は、国外退去の前に、数年間、投獄されていた。他にも 40 人のエリトリア人が 2014 年に [E 国] から強制的に帰国させられたとされる。…

帰国者の処遇の共通パターンは、エリトリアへの到着と同時に逮捕することである。彼らは、逃亡の状況、出国のために助けを借りたか、航空便の資金調達方法、国外に拠点を置く反対派グループと接触したかなどについて尋問される。帰国者は、尋問段階で、拷問と言えるほどまで、組織的に虐待される。

尋問後、彼らは、しばしば再び逃亡できないようにするため、特に厳しい状況で拘束される。委員会に話をしてくれた帰国者たちは、8 か月から 3 年間投獄された。…委員会に話をしてくれた証言者たちは、拘束中の厳しい状況を述べた。…

釈放後は、通常、女性および一緒にいた子供は帰宅が許される。未成年者を伴わない男性および兵役年齢の男性は、軍の訓練に入れられる。

「しかしながら委員会は、帰国者がエリトリアへの到着と同時に逮捕され、拘束され、国への奉仕に強制的に入隊させられるというルールに 2 つの例外を見つけた。あるエリトリア人グループは、彼らが 2%の復旧税 (Rehabilitation Tax) を支払ったことを証明する手紙を携えて [D 国] から帰国したが、[D 国] で既に数年間拘束されていた。証言者は [D 国] で 3 年間投獄されていた。彼には故郷に帰る許可が与えられたが、これは 2 か月ごとに更新しなければならないものであった。彼は国外退去後直ぐに、再びエリトリアを出国した。2014 年のエリトリアへの強制送還に関するその他のケースもあった。このケースでは、伝えられたところによると、7 人の高齢男性が解放された一方で、同時にエリトリアに帰国したもっと若い男性は解放されなかった。」²⁹

6.1.22 2014 年を対象とする米国国務省報告書は以下のように記す。「国から逃亡した多くの人々が、自らの宗教的および政治的見解、そして、帰国すれば国への奉仕に徴集されるという恐怖によって、自主亡命を続けている。一般的には、国民には帰国する権利がある

²⁹ 国連人権理事会 エリトリアにおける人権調査員会の詳細な認定事実についての報告書、2015 年 6 月 5 日
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CotEritrea/Pages/Reportcoleritrea.aspx> (パラグラフ 430-3 および 435-6)
アクセス日：2015 年 6 月 16 日

が、国外に住む国民は、パスポートの更新および不動産取引を含め、いくつかの行政サービスに対する資格を得るために、外国で稼いだ収入の 2%の税金を支払った証拠を示さなければならない。国外で法律を破ったこと、深刻な伝染病にかかったこと、または他の政府によって政治亡命にふさわしくないと宣言されたこと、がわかった人々は、入国するためのビザとビザ要請を、他の人達よりも詳しく精査して検討された。」³⁰ 同じ情報源からの 2014 年人身売買報告書は、以下のように記している。「本国に送還されたエリトリア国民およびエリトリアから逃亡したエリトリア国民は（この中には人身売買の被害者がいる可能性もある）、非常に、逮捕されやすく、拘束されやすく、拷問されやすく、罰金を払うよう強制されやすく、見つかり次第軍隊によって直ちに撃たれさえしやすい。」³¹

6.1.23 2013 年 8 月に、カナダ移民・難民委員会の調査局は、ノルウェーのオスロ大学の上級研究員であり、グッドガバナンス、平和と紛争、および国際法 (ILPI n.d.b) の分野における研究を行うノルウェーに拠点を置く (ILPI n.d.a) 独立機関である国際法政策研究所 (ILPI) のエリトリア研究グループ内の上級顧問でもあるエリトリア人の社会学教授と接触した。調査局との文書のやりとりの中で、教授は以下の見解を述べた。「概して、義務および時間制限のない奉仕から兵役拒否者または脱走者として逃亡した全てのエリトリア人は、エリトリアに強制的に帰国させられれば、適切な手順を踏まない不確定期間の隔離拘禁、拷問およびその他の残酷な処遇に直面する。…同様に、調査局との文書のやり取りの中で、アムネスティ・インターナショナル (AI) の代表者は、以下のように述べた『全ての帰国者は（あらゆる人種を含む）、強制的にエリトリアに帰国させられれば、疑いおよび敵意の目をもって扱われ、ほとんどが、我々の受けた報告によると、国外での庇護を求める企てについての情報を得るために、独裁的に拘束され、拷問される』(2013 年 9 月 3 日)」³²

6.1.24 2014 年 5 月の報告書で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように主張した。「スーダンは、エリトリア人を、残忍な政府の手による拘束およびの深刻な危険があるところに帰国させている。…許可なく出国した兵役年齢のものは、脱走者の烙印を押され、しばしば、非人道的状況で 5 年間投獄されるだけでなく、強制労働および拷問の危険性が

³⁰ 米国国務省「2014 年国別人権報告書」エリトリアセクション、2014 年 6 月 26 日
<http://www.state.gov/i/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2014&dliid=236356> (セクション 1d)。アクセス日：2015 年 6 月 29 日

³¹ 米国国務省 2014 年人身売買報告書 - エリトリア、2014 年 6 月 20 日
<http://www.state.gov/documents/organization/226846.pdf>
アクセス日：2015 年 6 月 29 日

³² カナダ移民・難民委員会：エリトリア：政府当局による Jeberti 人の処遇、Jeberti 人帰国者も含む (2010 年 - 2013 年 8 月) [ERI104540.E]、2013 年 9 月 17 日
<http://www.irb.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=454791&pls=1>
アクセス日：2015 年 6 月 29 日

ある。」³³

6.1.25 アムネスティ・インターナショナルも同様に、2013 年 5 月の報告書に、こう記している。「合法または不法に関わらず、出国した兵役年齢の人々も、帰国すれば兵役拒否者の嫌疑をかけられる。」³⁴ さらにこう記す。「証言およびアムネスティ・インターナショナルから受け取ったその他の情報によると、庇護を求める人々のうち、申請が却下されたあるいは庇護手続きを利用する機会を与えられず、他の様々な国からエリトリアに強制的に帰国させられた人々は、告訴なく、独裁的に逮捕され、拘束された。…アムネスティ・インターナショナルは、亡命中の元拘留者およびエリトリア人人権擁護者、並びにその他の情報筋から、独裁的に拘束され、拷問またはその他の虐待を受けたと報告された庇護を求めながら帰国させられた個人またはグループの事例に関する情報を多数受け取った。」³⁵

6.1.26 カナダ移民・難民委員会の調査局は、公的に入手可能な情報源（この国別情報およびガイダンスで使われたものもいくつか含む）を使用して、帰国者の状況に関する情報を提供する 2014 年 9 月「情報要求への回答」を作成した。³⁶

目次に戻る

6.2 帰国者の人数

6.2.1 デンマーク FFM 報告書で引用された情報源は、各年に国を訪れるエリトリア人の数に言及した。

6.2.2 西洋の大使館 A は、以下のように指摘した。「エリトリア人海外移住者の多くは、ヨーロッパで政治難民と認められており、このうちの多くが、エリトリアに里帰りし、何の

³³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、スーダン：エリトリア人の国外退去を停止せよ、2014 年 5 月 8 日

<http://www.hrw.org/news/2014/05/08/sudan-stop-deporting-eritreans>

アクセス日：2015 年 6 月 29 日

³⁴ アムネスティ・インターナショナル、エリトリア：独立から 20 年経つが自由はない、2013 年 5 月 9 日

<http://www.amnestyusa.org/sites/default/files/afr640012013.pdf> (27 頁)

アクセス日：2015 年 6 月 29 日

³⁵ AI、「エリトリア：独立から 20 年経つが自由はない」(30 頁)

アクセス日：2015 年 6 月 29 日

³⁶ カナダ IRB、「難民の地位を申立て、或いは、庇護を求め、国外で時間を過ごした後に帰国した人々の状況 (2012-2014 年 8 月) [ERI10491.E]」、2014 年 9 月 10 日

<http://irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=455496&pls=1>

アクセス日：2015 年 7 月 14 日

問題もなく合法的に再出国する。」³⁷

6.2.3 彼らは事例も提示した。「2014年6月に、スウェーデンの航空会社 Fly Olympic が、スウェーデンのパスポートを持つ約 400 人を Asmara に残したまま倒産した。取り残された乗客の大部分は、元々はエリトリアを不法出国し、国への奉仕を拒否または奉仕から逃亡した人々であった。新しいチケットを準備するには幾分時間がかかったが、最終的には全員がスウェーデンに飛んで戻ることができた。彼らが、2%の税金を払い、謝罪状に署名することにより政府との関係を回復していたかどうかは分からないが、彼らは皆、エリトリアを出国することが許された。」³⁸

6.2.4 2015年4月8日、国際対談のための Bruno Kreisky フォーラムでの議論の中で、大統領顧問 Yemane Gebreab はこう述べた：

「エリトリアの政策は、出国した人は、不法であっても、国への奉仕から、軍の部隊から脱走した人であっても、全員がエリトリア人というものである。我々は彼らの帰国を歓迎する。彼らが罰せられることはない。彼らはいつでも帰国できる。永久的な帰国である必要はない。彼らは帰国できるし、訪問もできる。実際、何千人…

GEORGE LENNKH (司会者)：彼らはそれをする。

YEMANE：はい。彼らはそれをします。

…何千人もの人々が、毎年夏に、里帰りしに来る。」³⁹

6.2.5 Guardian 新聞の記事「アフリカの「小ローマ」であるエリトリアの都市は、戦争と秘密主義のせいでやがて凍りつく」の「インサイド エリトリア」シリーズの中にも、「毎年夏には、海外移住エリトリア人の訪問で、エリトリアの人口は増加する」とある。⁴⁰

³⁷ デンマーク入国管理局 2014年8月および10月におけるエチオピアとエリトリアへの事実調査任務報告書「エリトリアー移住の原動力と根本原因、国への奉仕、および帰国の可能性」2014年11月発行、2014年12月更新

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyers/744EA210-A4F1-4D7B-8898-AB792907769C/0/Eritreareport/AnnexABFINAL.15122014.pdf> (41-42 頁)

アクセス日：2015年8月10日

³⁸ デンマーク FFM 報告書 (41-42 頁) アクセス日：2015年8月10日

³⁹ Madote、「エリトリアが国への奉仕を18か月に制限することに関する Yemeane Ghebreab の談話」2015年4月

<http://www.madote.com/2015/04/yemeane-ghebreab-speaks-on-limiting.html#ixzz3Y3MHJzz>

アクセス日：2015年6月22日

⁴⁰ The Guardian、「アフリカの「小ローマ」であるエリトリアの都市は、戦争と秘密主義のせいでやがて凍りつく」2015年8月18日

<http://www.theguardian.com/world/2015/aug/18/eritrea-asmara-frozen-in-time-africas-little-rome>

7. 海外移住税

7.1 要件

7.1.1 国外で暮らすエリトリア人は、「国外で働いた〔彼らの〕稼ぎに課される所得税」を支払う必要がある。これは、一律 2% に設定される。宣言 No 17/1991 および 67/1995⁴¹に基づき法律で定められ、「復旧復興税 (Rehabilitation and Recovery Tax)」として記述された (Mehwey Gibri)。⁴²

7.2 支払いおよび不払い

7.2.1 国外で暮らすエリトリア人が支払わなければならない所得税について、2013 年 8 月 5 日付の「New Statesman」報告書は、こう述べている：

「英国政府は、エリトリア政府が、英国で暮らすその国の男女に行なっている脅しおよび要求を無視している。英国内のエリトリア人コミュニティは、彼らが英国で稼いだ収入からエリトリア政府およびその軍隊の両方への税金を払わせる執拗なキャンペーンに直面している。国連の報告書および英国内のエリトリア人コミュニティからの文書によって、当該国の諜報員 (Agent) (彼らの多くはロンドンのエリトリア大使館で活動している) によって行われている活動の証拠が提供された。この強要を終わらせるための措置への英国の後援名義およびこの慣行を終わらせるための措置を講じたという外務省からの断言にも関わらず、である。…全所得の 2% の税金を支払ったという証明がなければ、エリトリアのパスポートは更新されず、ビザは発行されず [sic]、ビジネスは許可されず、親族に送金することができない。」⁴³

アクセス日：2015 年 8 月 24 日

⁴¹ 米国のエリトリア国大使館、2% 税書式、2012 年更新

http://www.embassyeritrea.org/consular/PDF-docs/mehwey_gibri_2012.pdf

アクセス日：2014 年 12 月

⁴² エリトリア国外務省、「ソマリア・エリトリア監視グループ報告書に対するエリトリアの回答」、2011 年 10 月 17 日

http://www.aigaforum.com/articles/eritrea_text_of_response-un-somalia.pdf (パラグラフ 59)

アクセス日：2014 年 12 月 10 日

⁴³ 「New Statesman」、「英国は、エリトリア人コミュニティを政府の強要のなすがままにしている」、2013 年 8 月 5 日

<http://www.newstatesman.com/international-politics/2013/08/britain-leaves-its-eritrean-community-mercy-government-extortion>

アクセス日：2014 年 12 月 4 日

訳者注 [sic]: 「原文のまま使用した」との意味。原文に「issues」とありますが、本来ならば「issued」が正しいので、[sic] を付けたと思われます。訳文には必要ないと思われます。

7.2.2 2015 年 6 月に、Gurdian はこう報告した。「ロンドン警視庁は、ロンドンの英国大使館が、論争の的である海外移住税を、英国で暮らすエリトリア人を『処罰および統制』するために、不法に使用しているという容疑を調査中である」⁴⁴

7.2.3 2015 年 5 月 EASO 報告書はこう記している。「エリトリア当局は、不法出国した人々は、海外移住税を支払い、後悔の念を示す書式に署名すれば、その後は、処罰の恐れなく帰国して良いと主張しているが、「愛国心を強制する」6 週間の訓練課程に入れられる可能性がある。」⁴⁵

7.2.4 同じ情報源に更にこう記されている。「しかしながら、最近の観察によると、亡命中のエリトリア人は、明らかに、休暇や家族を訪れるために、何らかの結果を被ることなく入国することができた。そうするためには、彼らは、海外移住税（「再建税」または「2%税」としても知られる）を支払い、後悔の念を示した手紙に署名することによって、エリトリア国に対して自身の名誉を回復するとともに、国外にいる間、いかなる反政府活動も差し控える必要がある。これらの手段は、処罰されない保証を提供するものではないが、しかしながら、後悔の念を示す手紙に署名することは、犯罪を告白し、該当する処罰を受け入れる意思を宣言したことを直接的に示唆する。エリトリアに帰国した人々のほとんどが、永久的な転居ではなく、一時的な訪問であったことも注目すべき重要事項である。」⁴⁶

7.2.5 UN 調査委員会報告はこう述べている：

「多くのエリトリア人は、国外のエリトリア外交代表を通じて徴収される 2%の復興税を支払った後にしか供給されないエリトリアのパスポートを持っていない。政府は、国民に税

⁴⁴ Gurdian、英国に暮らすエリトリア人への海外移住税 ロンドン警視庁により調査、2015 年 6 月 2 日

http://www.theguardian.com/global-development/2015/jun/09/eritrea-diaspora-tax-uk-in-vestigated-metropolitan-police?CMP=share_btn_tw

アクセス日：2015 年 6 月 29 日

⁴⁵ EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015 年 5 月

<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf> （セクション 6.4.4）

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁴⁶ EASO 出身国情報報告書、エリトリア国フォーカス、2015 年 5 月

<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/Eritrea-Report-Final.pdf> （セクション 3.8.2）

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

金を課すのは国権にあたると主張して、国外で稼いだ収入に課される税金を制定した。」⁴⁷

7.2.6 しかしながら、報告書はこう続ける。「税金の支払いを確保するため、エリトリア政府は、国連安全保障理事会から反道徳的と見なされた方法を使用している。」⁴⁸

UNSCR を参照。

7.2.7 「委員会は、海外移住者に 2%税の支払いを強いるためにエリトリア政府が使用する強制的方法の 1 つは、基本的領事サービスの利用の拒否である。これは移動の自由の権利の享受に大きく影響する。国外で暮らすエリトリア人は、パスポートと旅券を更新してもらうために、2%復興税を支払ったという証明を提供する必要がある一方で、税金の未払いは、エリトリアに帰国する人々にとって、逮捕および拘束のリスクにつながる。…

「更に、税金の支払いに加え、不法に出国したエリトリア人は、自分の状況を正規化するために、『移民市民権サービス要請書式』に署名しなければならない。その後ようやく、彼らは領事サービスを要請できる。この書式に署名することにより、その人々は、『国への奉仕を完了していないことによって違反を犯したことを後悔している』こと、および『やがてやってくる適切な処罰を受け入れる覚悟がある』ことを認める。」⁴⁹

7.3 国際連合安全保障理事会決議 (UNSCR)

7.3.1 海外移住税は、国際連合安全保障理事会 (UNSC) により、安全保障理事会決議 1844 (2008 年)、1862 (2009 年) および 1907 (2009 年) に違反しているとして非難された。UNSC は、彼らはかかる慣行をやめなければならないと決定した」⁵⁰

7.3.2 同じ決議によって、エリトリアは「強要、暴力による脅し、詐欺、およびその他の反道徳的手段によって、エリトリア国外の国民またはエリトリア人の血統を持つ人々から

⁴⁷ 国連人権理事会 エリトリアにおける人権調査員会の詳細な認定事実についての報告書、2015 年 6 月 5 日

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CotEritrea/Pages/Reportcoleritrea.aspx> (パラグラフ 440)

アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁴⁸ UNHRC 調査員会報告書 (パラグラフ 440) アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁴⁹ UNHRC 調査員会報告書 (パラグラフ 441-2) アクセス日：2015 年 6 月 16 日

⁵⁰ 国連安全保障理事会、国連安全保障理事会決議 (「UNSCR」) 2023 (2011 年)、2011 年 12 月 5 日

<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Somalia%20S%20RES%202023.pdf> (パラグラフ 10)

アクセス日：2014 年 12 月 10 日

税金を徴収することをやめなければならない」ことも決定された。⁵¹

[目次に戻る](#)

⁵¹ UNSCR 2023 (2011 年) (パラグラフ 11) アクセス日 : 2014 年 12 月 10 日

付属書 A : Asmara の英国大使館からの書簡、2010 年 4 月 1 日

エリトリア国別情報

本文書は、英国国境局（UKBA）の出身国情報サービスから送られた、国への奉仕およびエリトリアからの出国についての一連の質問に対する回答として、Asmara の英国大使館の職員によって作成された。内容に関して更に質問がある場合には、UKBA に問い合わせるべきである。本文書内の情報は、エリトリアの現地情報源から入手したものであり公表可能である。本文書は、大使館職員の意見を反映しておらず、外務および英連邦省のいかなる政策も反映していない。

警告

大使館職員は、エリトリアにおける軍／国への奉仕の慣行と出国手順について、全面的に明らかにすることは事実上不可能であることを明確にしておきたい。公式な規則／規制は、ほとんどが不明瞭で、主観的な解釈の影響を受けやすく、通知、協議、または公共情報キャンペーンもなく変更されることがある。エリトリアの現地情報源および接触によってもたらされた本文書内の情報は、大使館職員が真実であると信じるものである。

国への奉仕／軍への奉仕

エリトリア国防省が、軍／国への奉仕プログラムを実行しているか。

もしそうであれば、大統領或いは他部署の政府高官ではなく、その部署の職員が徴兵の行なわれる時期および場所を決定していると推定することができるか。

公式には、エリトリア国防省が軍／国への奉仕プログラムを実行している。しかしながら、実際には、自由裁量の余地がない依存状態で、他の省が、国への奉仕への人々の配属に関与している。徴兵がおこなわれる時期と場所を誰が決定しているかを確認することは不可能である。しかしながら、エリトリア国防省が、恐らく大統領からの指示で、これを決定していることが推定される。

徴兵（Giffas）はどれくらいの頻度で行われるか。毎年決まった日に開始されるか。

徴兵がどのように組織されるかに関しては、定められた政府方針も標準的手順もないことに注目することが重要である。徴兵は、通常、年に 4、5 回行われるが、もっと多いまたは

少ない場合もあり、通常は、多くの人々が外出する祝日と同じ日に行なわれる。これはエリトリアの様々な場所で行われる可能性があり、特定の 1 つの場所には限定されない。徴兵されると、人々は、処理と前方への配属のため、Asmara から Adi Abeto キャンプに派遣される。

一般的に、軍または国への奉仕に関連する全ての書類に印刷されているのは、1 つの言語のみ、例えばティグリニャ語のみであるか。違うのであれば、これらの文書は他に何語で印刷されているか。これらの書類は、関係する当局者に賄賂を贈ることで取得できるか、或いは、偽造したものが簡単に手に入るか。

書類は、ほとんどが、ティグリニャ語とアラビア語で印刷される。偽造書類の報告はあったが、一般的な見解としては、これらの書類を偽造することは困難である。

召集令状は、軍または国への奉仕に参加しなければならない個人に発行されるか。それらには個人名が具体的に記載されているか。召集令状が発行されない場合、個人には、軍または国への奉仕に参加しなければならないことをどのように知らせるか。

Sawa 軍／学校キャンプを卒業すると、生徒達は、兵役、別のタイプの国への奉仕、或いは更なる教育の何れかに自動的に割り当てられ、その時に、その趣旨の関連書類を与えられる。他のエリトリア人は、徴兵または家宅搜索の結果として、軍または国へのサービスに強制的に連れて来られる。兵役または国への奉仕の召集書類は、これらの個人には発行されず、彼らは軍／国へのサービスに参加しなければならないことを事前に知らされることはない。

兄弟または姉妹が兵役を脱走したまたは拒否した場合、他の兄弟姉妹または家族が軍隊に仕えるよう召集されるか。

我々は、これが発生することを示唆するまたは示す情報は持っていない。

裕福な人が、軍当局者に賄賂を贈り、軍または国への奉仕への参加を避けることは可能であるか。もしそうであれば、これが起った実際の事例はあったか。政治的支配階級に近い個人は、軍または国への奉仕を避けることができるか。

もしそうであれば、これが起った実際の事例はあったか。

裕福な徴集兵および政治的支配階級に近い人々は、配置される場所（例えば、Asmara の自宅で生活するが、軍／省のために働く）についての決定に影響を与えることができるかもしれないが、軍／国への奉仕を完全に避けることはできない。余裕があり、子供を軍／国への奉仕に参加させたくない人々は、子供を海外に留学させようとする可能性がある。しかし、尊敬される政府高官でさえも、子供を軍／国への奉仕の任務に送ることは注目に値する。死亡した兵士の子供、特に、残された片親の面倒をみる責任のある子供は、軍／国

への奉仕を免除される可能性があり、場合によってはある種の優遇措置を受ける可能性があると考えられる。

例えば、身体障害者、妊婦、専任の聖職者など、軍または国への奉仕を免除される人々のカテゴリーは存在するか。このような人々には、軍／国への奉仕の免除書類が与えられるか。もしそうであれば、これを発行する権限者は誰か。

身体障害を抱える人または軍／国への奉仕に医学的に適合しない人、および妊婦は、軍／国への奉仕の免除されることができ、実際に免除されてきた。免除されるには、これらの人々は、軍用基地にいる医師から、身体障害者／医学的不適合として、医学的に証明されなければならない。専任の聖職者／修道女は、軍／国への奉仕を行うよう求められる可能性がある。しかし、過去数年間は免除されてきた。軍／国への奉仕を免除される聖職者が仕えるのを最低限にするように限定される教会またはモスクもあると信じられている。

医学的理由に基づく兵役免除に関して、医師は、診察後に免除書類を発行することが許されているか、それとも彼らは、決定を行う軍当局者に提言を行うことを許されているだけであるか。

医師は、必要とされる医療報告書を作成し、特定の個人が軍／国への奉仕を免除されるべきかどうかについての提言を行う。免除に関する決定と関係する免除書類を発行するのは、軍当局者である。

兵役中に、人々は休暇を申請できるか。もしそうであれば、従わなければならない標準的規則を記したものは存在するか、それとも、これは、その是非に関して各ケースを判断する現地司令官が決めることであるか。休暇が与えられる場合には休暇書類が発行されるか、そして、これらの書類は、標準書式で発行されるか。現地軍司令官は、休暇を与えるために賄賂を受け取るか。

休暇に関しては、標準的規則はない。人々には休暇の権利はなく、要請もできないが、現地司令官は自由裁量で休暇を与えることができる。軍司令官が個人に休暇を許可する場合、その人物が旅行するかもしれない場所と期間（通常は最大 1 か月）を具体的に示した書類が発行される。休暇書類が印刷された標準書式であるか手書きであるかは把握していない。該当する個人名が書かれているはずであり、正当性を持たせるため、該当する基地の軍司令官の署名があるはずであると推定できるのみである。軍司令官は休暇を与えるために、より裕福な徴集兵から賄賂を受け取るとの噂があるが、これを実証することはできない。

行なうことが要請される可能性のある国への奉仕の種類、および行くことが要請される可能性のある国内の場所について、人々に発言権はあるか。行っている国への奉仕のかたちを別のかたちに変更することはできるか。例えば、国有会社で働いている人が、政府部署

への異動を要請することはできるか。

原則的には、軍／国への奉仕の任務について選択権はないが、場所（例えば Asmara）に影響を与えることができる人もいる可能性はある。通常は、司令官または監督官の自由裁量で異動させられる。このような異動に関しては、標準的規則はない。

軍／国への奉仕を完了した人々には、軍／国への奉仕を終了した証明として、「国／軍への奉仕完了」証明書といったような、正式な書類が与えられるか。そうであれば、発行の権限者は誰か。

「国／軍への奉仕完了証明書」のようなものは存在しない。このような書類がない中、その人物の年齢が、軍／国への奉仕に参加すべきかどうかに関する指標となる。即ち、57 才未満の男性、47 才未満の未婚女性。

軍／国への奉仕に関して言えば、女性は違った扱いを受けるか。女性は、男性とは違う種類の仕事に割り当てられるか。結婚している或いは子供がいる場合、その女性たちは、独身女性または子供のいない女性とは違った扱いを受けるか。イスラム教徒である場合、その女性たちは、キリスト教徒よりも配慮されて扱われるか、或いは、ある種の国への奉仕を免除されるか。

一般的に言えば、独身女性は、男性とあまり違った扱いを受けない（女性の食料の方が劣っていないかもしれないとは聞いたことがあるが）。既婚女性および子供がいる女性は、軍／国への奉仕を免除される。正式に婚約した独身女性も免除される。イスラム教徒とキリスト教徒は同じ扱いを受けるが（祈りのために特別な気遣いは与えられないなど）、農村地方のイスラム教徒女性はめったに徴集されない。これは、結婚が早いことと、これらのコミュニティは、大部分が貧しい自給自足農家で構成されるという事実によるものであるかもしれない。

パスポートの取得およびエリトリアからの出国

エリトリアのパスポートを取得するための手続きはどのようなものであるか。どの官庁または機関がパスポートを発行するか。パスポートが発行される前に、どのような書類を提出する必要があるか。パスポート発行事務所は 1 つだけなのか、それとも、エリトリア中の様々な場所に複数あるのか。パスポートを発行してもらう前には、まず、国への奉仕または兵役を完了することが必ず必要であるか。パスポートは常に標準フォーマットで発行されるか。もしそうであれば何語で発行されるか。当局者はパスポート発行のために賄賂を受け取るか。

政府の省庁または機関で働いている人々は、パスポートを申請する前に、大臣の許可を得なければならない。その他の人々は、現地政府行政官から承認を得なければならない、出生

証明書、あれば軍／国への奉仕の医学的免除書類、および ID カードを提出しなければならない。それを受け、行政官は、移民局（地域首都に事務所がある）にパスポート発行の指示を出す。移民局の地域事務所は全てパスポートを発行することができる。このサービスには料金がかかる。これまでかなりの間、パスポートの初回発行は非常に困難であった。実際には、病気または年齢の理由などで軍／国への奉仕から除外されている人々だけでなく、公式なビジネスで外国に渡る必要のある政府関係者も、容易にパスポートを取得できることが分かると思う。しかしながら、このようなケースでも、パスポート申請が認められるという保証はない。パスポートは、いずれ生体認証機能を持つ予定であり、英語、ティグリニャ語、アラビア語で印刷される。2009 年には、移民局と Asmara 空港のスタッフが、不法出国が容易にできるようにパスポート／書類／出国ビザ印の詐欺を働いているとの噂がたった。賄賂はあるが、まん延した慣行ではないというのが一般的な考えである。

地方自治体はパスポートを発行できるか。

パスポート発行に関する上記の回答を参照のこと。

出国ビザは、パスポートにスタンプを押す方法か、それとも、パスポートのページに貼られるステッカーであるか、或いは、個別の紙書類として発効されるか。出国ビザは常に標準フォーマットで発行されるか。もうそうであれば、何語で発行されるか。

出国ビザは、かつてはステッカーの形で発行されていたが、2009 年のビザ詐欺疑惑以降はスタンプである。標準フォーマットで、英語でのみ発行される。

出国ビザの発行は無料であるか。支払が必要であるなら、政府関係者またはその他のカテゴリーの人々は、支払いを免除されるか。

出国ビザの発行は無料ではない。費用は現在のところ 1 件の出国ビザにつき約 £8（イギリスポンド）である。政府関係者が公式ビジネスで旅行する場合、彼らは料金を支払わないと推測されるが、確認はできていない。

エリトリア人はどこで出国ビザを取得できるか。出国ビザを発行するのは 1 つの官庁だけであるか。もしそうであれば、エリトリア人は、この官庁に必ず本人が直接申請しなければならないか。出国ビザは賄賂によって不法に取得できるか、或いは、偽造できるか。

出国ビザは地域事務所を持つ移民局によって発行される。これらすべての地域事務所が、出国ビザを発行する権限を持つ。申請は本人のみが直接行わなければならない。専門知識がないので、推定できるのみであるが、スタンプ／署名は偽造できるし、偽造出国ビザの需要は増えていくと思われる。

大臣、著名なビジネスマン、国外での医療行為が必要な人々、或いは聖職者など、特定の

カテゴリーの人々は、それ以外の人々よりも容易に出国ビザを取得できるか。

実際のところ、国外への旅行を望むエリトリア人の大部分は、出国ビザを発行してもらえず、従って、合法的に出国することができない。政府関係者と大臣は、公式なビジネスで国外に旅行することが承認されたのであれば、確実に出国ビザを取得できる。国外での医療行為が必要な人々も、出国ビザを取得できる。ビジネスマンは、必ずといっていいほど、年齢制限を満たさなければならない。言い換えれば、出国ビザの申請は、57 才を超えるまで認められない。女性に優遇措置や免除は与えられない。例えば、我々は兵役に参加した、或いは結婚して子供がいるのに、依然として、国外への正規な旅行の出国ビザを拒否されている多くのエリトリア人女性について知っている。牧師または聖職者は、宗教的信仰に関する会議またはイベントに出席するために国外に旅行する必要がある場合には、出国ビザを取得できるが、彼らは、例えばローマカトリック教会などの公式に認められた宗教の 1 つに属していなければならない。

国外での医療行為を必要とする人々は、出国ビザが発行される前に、自分が主張する病気や症状を持っていることを証明するために、医師からの手紙または診断書、並びに軍／国への奉仕の医学的免除書類を取得する必要があるか。また、ビザを取得するために、必要とされる医療行為が特定の国の特定の病院で可能であることを裏付ける国外の病院または国外の医師からの手紙など、他の書類は必要であるか。

医療行為を理由に国外への旅行を望む人々は、政府医療委員会によって与えられる医療証明書を持っている必要がある。医療委員会は、該当する人物の診察を行う権限を持つ医師で構成される。医療証明書は、診察が行なわれた後にしか発行されない。該当する人物の年齢および病状の深刻さによっては、軍／国への奉仕の免除書類を求める通常の要件は、放棄される可能性がある。これらの事項に影響力があるのは、現地の医学的所見なので、我々は国外の医師からの手紙も要求されるとは考えていない。

複数出国ビザはそもそも発行されるか（2 回以上の旅行に有効）。

複数出国ビザは発行されない。出国ビザは 1 か月間、1 回の旅行に有効である。

エリトリアの軍関係者／移民局職員／国境警備兵／が賄賂を受け取ったあるいは、それ以外の違法出国を手助けする行為を行なったという事例はあるか。

我々は、これを証明するしっかりとした証拠は持っていないが、役人、国境職員、および検問所の軍／警察が賄賂を受け取り、大量の若いエリトリア人の他国（ほとんどがスーダン）への脱出を手助けしていると一般的には考えられている。

[目次に戻る](#)

付属書 B : Asmara の英国大使館からの書簡、2010 年 10 月 11 日

パスポート管理、SAWA での軍事訓練、国への奉仕の徴集と免除、および同性愛者の処遇についての情報

本文書は、英国国境局（UKBA）の出身国情報サービスから送られた、パスポート管理、Sawa での軍事訓練、国への奉仕の徴集と免除、および同性愛者の処遇についての一連の質問に対する回答として、Asmara の英国大使館の職員によって作成された。内容に関して更に質問がある場合には、UKBA に問い合わせるべきである。本文書内の情報は、エリトリアの現地情報源から入手したものであり公表可能である。本文書は、大使館職員の意見を反映しておらず、外務および英連邦省のいかなる政策も反映していない。

警告

大使館職員は、パスポート管理、Sawa での軍事訓練、および国への奉仕の徴集と免除に関する規則および規制が実際にどのように実施されているかを全面的に明らかにすることは不可能であることを明確にしておきたい。同様に、同性愛者がエリトリアでどのように見られるか、どのように扱われるかについても、全面的に明らかにすることは不可能である。エリトリアの現地情報源および接触によってもたらされた本文書内の情報は、大使館職員が真実であると信じるものである。

我々は、可能な限り余すところなく最新の質問に答えた。以下の回答を見て欲しい：

空港の移民管理点でのエチオピア人の処遇および庇護を求めながら失敗して帰国した人々やその他のエリトリア人の処遇

質問. エチオピア人は他の国の人々よりも、エリトリアに出入国するのが難しいか。

回答. エチオピア人は、エリトリアの空港を通じてエリトリアに出入国できない。エチオピア難民は他者と隔離されており、通常は、UNHCR と連絡がとれない。彼らが出国を選択する場合、通常は、移民局から通行証を受け取った後にスーダンとの国境からエリトリアを出国する。エチオピア難民の本国送還には赤十字が関与する。

質問. エリトリアの移民当局は、エチオピア人を問題視しているか

回答. はい。上記の通り、エチオピア人は他国籍の人々から隔離されており、通常、拘留されるか、指定区域に留められる。

質問. エリトリアで生まれ、長年エリトリアで暮らしている場合には、何か違いがあるか。

回答. エリトリアで生まれ、エリトリアで生活し、仕事する権利を与えるエリトリアの ID カードが発行されていた場合も、異なる処遇は受けない。

質問. エチオピア人は、パスポート以外に何らかの書類が必要か。

回答. エリトリアにはエチオピアの政府代表がいないので、エチオピア人に帰国できるようになるには、エリトリアから通行証を取得する必要がある。

質問. エリトリア移民当局は、庇護を求めながら失敗して帰国したエリトリア人、フリージャーナリスト、および反対政党の指導者または活動的な会員をどのように考えているか。

〔これらは、有効なパスポートまたは旅券を持つ人々と思われる。〕彼らは、政治活動および忠誠心について、求められる所得税を支払ったか或いは国への奉仕義務を完了したかどうかについて、長期にわたる尋問を受けなければならない、その後、通過させられる可能性が高いか。それとも、尋問され、逮捕され、決められていない期間拘束される可能性の方が高いか。

回答. 庇護を求めながら失敗してエリトリアに帰国してきた経験を持つ人はほとんどないので、判断しにくい事項である。しかしながら、エリトリア当局が我々に伝えるところでは、帰国する人々が犯罪行為をしていない場合、措置は講じられないとのことである。しかし、背景に含めなければならないのは、不法出国は犯罪である。従って、帰国者は、拘束され、尋問される可能性がある。更なる措置なしで解放された人もいるが、兵役を負ったことのない人々は、軍事訓練キャンプに送られ得る。

国への奉仕の徴集と免除および Sawa における軍事訓練

質問. 国への奉仕の徴集における **Kebell**（地方当局）の実際の役割は何か。

回答. 時々ではあるが、地方当局は、軍に入隊したことがない人々に、そうするように呼びかける手紙を発行する。徴集は通常、軍によって行われる。

質問. **Kebell** はどのように軍当局を支援しているか。**Kebell** は国防省からの指示を受けて、管轄内の人々に国への奉仕の召集文書を定期的に発行するか。それとも、国への奉仕に参加する必要のある人々の住所を軍当局に知らせ、戸別徴集を行い易くするだけか。

回答. 最も一般的な支援の形は、軍事訓練を受けたことのない人を軍に知らせることである。通常、この情報は、「通知者」によってもたらされる。**Kebell** は、軍事訓練に関する規則に対する違反が見つかった人々に召集文書を配布する。

質問. Sawa での軍事訓練は、必ず 6 か月続くか。それとも、任意の時点または戦争時に、キャンプにどれだけの資金があるかによって変更され得るか。

回答. これもまた判断しにくい事項である。兵役は通常、18 か月続く一他地域に配属される前に Sawa で 6 か月の訓練がある。紛争または安全保障上の脅威の増大時には、この期間は延長され得る。キャンプで利用できる資金に関する情報はない。

質問. Sawa の軍司令官は、訓練期間の長さを自由に変更することができるか。

回答. 軍司令官が訓練期間の長さを自由に変更することがきるかどうかに関する情報は持っていない。

質問. 現在使用されている他の軍事訓練キャンプはあるか。

回答. はい。

質問. もしあるなら、名称と場所は。

回答. 我々が把握しているキャンプは、紅海北部地域の Weah と Meater、紅海南部地域の Kiloma と Alla である。

質問. 人々は、何らかの軽犯罪に対する処罰という形で、Sawa で軍事訓練を受けることが求められるか、或いは 1 回を超えて兵役を強要されるか。

回答. 軍から逃亡し、その後捕えられたものはいかなるものであっても、処罰され、軍事訓練を全うすることを求められる。

質問. 身体障害者、高齢者または妊婦などの特定のカテゴリーの人々は、国への奉仕を正式に免除され得る。もっと一般的に、軍司令官または監督当局者は、軍事訓練および兵役を含め、国への奉仕義務の免除に自由裁量権を行使することができるか。例えば、規則によって厳密に認められていないが、貧しい家庭における唯一の労働者である人物は免除され得るか、或いは、重い病気を患う、若しくは身体障害のある、または高齢な血縁者の介護をする人物は免除され得るか。

回答. 通常、既婚女性または幼い子供を抱える女性は、登録身体障害者と同じく、兵役を免除される。高齢者は通常、国への奉仕を完了しているが、紛争が起こった場合、彼らは武器を手にとることが期待されるかもしれない。軍司令官は、軍医からの報告があれば、医学的免除を承認することができる。貧しい家庭事情を抱える人々または年齢や病気のために彼らに依存する家族を抱える人々に対する免除は存在しない。

同性愛者に対する社会の態度および正式な政府の態度

質問. 同性愛行為はエリトリアでは違法であり、処罰は投獄である。過去 10 年間に、エリトリアの裁判所で、起訴および有罪判決の事例はあるか。

回答. 具体的に同性愛行為に関与する起訴または裁判なしの拘束に関するいかなる詳細も見つけることはできていない。

質問. ないのであれば、当局は同性愛をある程度許容すると結論付けることはできるか。

回答. 同性愛は全く許容されない。

質問. 同性愛者であることが知られた人々への社会の態度はどのようなものであるか。

回答. 社会の態度は否定的である。誰も同性愛者であること、或いは同性愛者であると噂される人を知っていることは、認めないだろう。

質問. 彼らは、敵意を向けられたり、職を失ったり、勘当されたり、軍から除隊されたり（軍人の場合）する可能性が高いか。

回答. 軍人であれば逮捕される。エリトリアの秘密主義的風潮の中では、誰かが職を失ったかどうかを知ることは難しいが、失うだろうということは予想できる。家族かどう反応するかについての証拠は入手できない。

質問. 同性愛者は、慎重に行動し、目立たないようにすれば、起訴または社会的敵意を避けることができるか。

回答. はい。

上記の情報が役に立つことを願う。

以上

HM 大使

[目次に戻る](#)

付属書 C : Asmara の英国大使館からの書簡、2011 年 10 月 3 日

本文書は、英国国境局（UKBA）の出身国情報サービスから送られた質問に対する回答である。内容に関して更に質問がある場合には、UKBA に問い合わせるべきである。本文書内の情報は、エリトリアの現地情報源から入手したものであり公表可能である。本文書は、大使館職員の意見を反映しておらず、外務および英連邦省のいかなる政策も反映していない。回答が正確を期すようあらゆる努力をおこなったとはいえ、記載された答えは、一般的慣行に基づくものであり、エリトリア政府が常に従うものではない。

以下は、2011 年 9 月のエリトリア COI 質問に対する回答である。

国への奉仕と結婚

・エリトリア当局は、国への奉仕業務プログラムまたは兵役中に、女性が結婚することを認めるか。もし認めるのであれば、その女性は結婚後すぐに国への奉仕義務を免除されるか、そして証拠として婚姻証明書を作成することができるか。

女性は、国への奉仕業務プログラム中に結婚できるが、兵役期間中にはできない。兵役は通常、国への奉仕プログラムの最初の 6 か月である。

結婚後、女性は復員を申請できるが、認めるかどうかの決定は、関連部署／省に属する。結婚に際し女性が復員されるのは標準的慣行ではない。様々な理由で国への奉仕を続けるよう期待される女性もいる。

・結婚式後に、該当する女性が、免除を認めてもらうために従うべき正式な手順はあるか。それとも女性は結婚後直ぐに自動的に免除されるのか。

女性は結婚しても自動的に免除されない。国への奉仕中であれば復員を、国への奉仕がまだ始まっていない場合には免除を、正式に申請しなければならない。

・かかる女性には、国への奉仕免除書類が発行されるか。

はい。まず彼女たちには、義務から彼女たちを解放する証明書が与えられ、その後、復員カードが与えられる。

出国ビザ

・エリトリア政府は一部の外国人（例えば長期居住者）に対し、出国前に出国ビザを取得するよう求めると、我々は理解している。外国人のパスポートにも、エリトリのパスポートに押印される出国ビザと同じタイプとフォーマットの出国ビザが押されるか。そうでない場合、どのように違うか。かかる人々は、エリトリア人が求められるのと全く同じように、出国ビザを取得するには現地移民事務所に行かなければならないか。

外国人への出国許可は、エリトリア国民のものと同じタイプとフォーマットである。全ての出国許可は、現地移民事務所で発行される。

敬具

HM 大使

[目次に戻る](#)

バージョン管理および連絡先

連絡先

ガイダンスについて何らかの質問があり、直属の上司または上級ケースワーカーがそれに答えることができない場合、或いはガイダンスに事実誤認があると思われる場合には、国別政策・情報チーム (Country Policy and Information Team) に E メールを送信すること。

本ガイダンスにおける何らかのフォーマット上の誤り（リンク切れ、スペルミスなど）に気が付いた場合、或いはガイダンスのレイアウトまたはガイダンス性能について何らかの意見がある場合には、ガイダンス・規則・書式チーム に E メールを送信することができる。

認可

- ・バージョン 2.0
- ・2015 年 9 月から有効
- ・承認日：2015 年 9 月 7 日

本ガイダンスの最終バージョンからの変更点

1. 最新の報告書、特に、2012 年 7 月 4 日に発行されたエリトリアにおける人権調査委員会の国連報告書（「国連調査委員会報告書」）および 2015 年 5 月の EASO エリトリア国フォーカスレポート（「2015 年 5 月 EASO 報告書」）および庇護を求めながら却下された人々の処遇に関する追加的な COI、から関連する部分を抜粋した。
2. 冒頭にあった「検討すべき問題の要約」リストを除去した。
3. テンプレートの改訂を反映するために番号付けを更新した。
4. 庇護指示（Asylum Instruction）に含まれる本文、ガイダンスまたは指示の重複や繰り返しではなく、関連する庇護指示を指し示すものを記載した。

[目次に戻る](#)